

平成28年度小規模多機能型居宅介護事業者又は 看護小規模多機能型居宅介護事業者の公募について

1 公募の趣旨

千葉県高齢者保健福祉推進計画（平成27年度～平成29年度）等に基づき、本市の介護保険事業の基盤を整備する必要があることから、より良いサービスの提供が期待できる事業者を選定するため、公募を実施します。

2 募集するサービスの種類

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護又は
看護小規模多機能型居宅介護

3 募集地域及び募集数

(1) 募集数

2事業所（各圏域1事業所まで）

ただし、平成28年度認知症対応型共同生活介護（以下「グループホーム」とします。）においても小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護の併設を要件とし募集することから、グループホームの応募があった圏域については、グループホームの事業所と合わせて各圏域2事業所までとし、また、その場合にはグループホームの公募に応募のあった事業者を優先とします（グループホームと重複する圏域は、花見川区第2圏域、稲毛区第3圏域、美浜区第1・2・3圏域となっております）。

そのため、上記趣旨をご理解いただいた上で、ご応募ください。

(2) 募集地域

- ・市街化区域
- ・市街化調整区域の一部（千葉県都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第4条に該当する場合に限る。）

ア 看護小規模多機能型居宅介護

市内全域

イ 小規模多機能型居宅介護

区	圏域	町名	グループホームの公募の有無
中央区	第2圏域	旭町 亀井町 亀岡町 新宿 新田町 新町 新明町 千葉港 中央 中央港 鶴沢町 出洲港 道場南 問屋町 東本町 本町 都町	
	第3圏域	青葉町 市場町 稲荷町 亥鼻 葛城 寒川町 末広 千葉寺町 長洲 港町 矢作町	
	第5圏域	今井町 今井 鵜の森町 生実町 川崎町 塩田町 白旗 蘇我町 蘇我 新浜町 浜野町 南生実町 南町 宮崎 村田町 若草	
花見川区	第2圏域	天戸町 作新台 長作町 長作台 花島町 花見川	有
	第3圏域	朝日ヶ丘 朝日ヶ丘町 犢橋町 さつきが丘 浪花町 西小中台 畑町 花園町 花園 瑞穂 宮野木台	
稲毛区	第3圏域	穴川町 穴川 小中台町 小仲台 轟町 弥生町	有

若葉区	—	全域	
緑区	第2圏域	大膳野町 高田町 平川町 誉田町	
	第3圏域	あすみが丘 あすみが丘東 板倉町 大木戸町 大椎町 大高町 大野台 越智町 小山町 土気町 上大和田町 下大和田町 高津戸町 小食土町	
美浜区	第1圏域	稲毛海岸5丁目 中瀬1丁目 ひびの1丁目 真砂 若葉	有
	第2圏域	磯辺 打瀬 高浜5～6丁目 豊砂 中瀬2丁目 浜田 ひび野2丁目 幕張西 美浜	有
	第3圏域	稲毛海岸1～4丁目 高洲 高浜1～4・7丁目	有

4 募集用地

- (1) 自己所有地・借地を問いません。公募申込み時点で事業予定地を決定していなくても構いません。
- (2) 利用者の家族や地域との交流の機会が確保される地域にあることを条件とします。(「(看護)小規模多機能型居宅介護事業所立地イメージ」を参照。)
- (3) 事業用地は、公募時に抵当権等の事業所存続の支障となりうるような権利設定が無いことを条件とします。(事業所整備後の「建物にかかる抵当権設定」を除く。)
- (4) 事業用地を借用し、建物を建設することで事業を開始する場合は、賃貸借予約契約書等が必要です。また、新たに事業用地を購入する場合、選定前に土地の購入をする必要はありませんが、審査時は土地の売買確約書等により、事業用地の確保を確認します。
- (5) 都市計画法、建築基準法、消防法、農地法等により定められる接道条件、農地、林地等の規制について、各開発関係部局と必ず確認・相談を行ってください。

5 公募の要件

- (1) 事業を実施する法人(当該法人の役員等のうちに暴力団員(暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)に該当する者が不在の場合に限る。)であること。(法人設立予定のものを含む。)
- (2) 「千葉市指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年千葉市条例第65号)など介護保険関係等の基準を満たし、その他の関連する法令等にも適合していること。
- (3) 介護保険法第78条の2第4項及び第6項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- (4) 建設計画については、近隣住民への説明会等を必ず行い、事前に十分な理解を求めると。また、この公募申込みの時点において説明を終えている必要はないが、公募申請書を提出する際には、必ず自治会等を構成する近隣住民の方々の理解を得るようにすること。
- (5) 平成29年4月1日までに事業者指定を受けること。(平成29年3月15日までに事業者指定に係る審査を受けること。)
- (6) 利用者は、原則として千葉市介護保険被保険者に限定すること。

6 公募スケジュール(予定)

公募申込みを行った事業者を対象とした説明会を開催します。公募への参加を希望する事業者は、公募申込みの上、説明会に参加してください。

4月25日	公募申込み受付開始
5月13日	公募申込み受付締切

6月初旬	事業者説明会
6月中旬	質問受付
7月初旬～	公募申請書受付
7月下旬	公募申請書受付締切
8月、9月	審査、選定
10月初旬	あんしんケアセンター等運営部会において報告及び意見聴取
10月中旬～	選定事業者の決定

※ 今回の募集の詳細については、説明会においてお示しします。

※ 選定事業者については、あんしんケアセンター等運営部会にて報告及び意見聴取を行います。

7 公募申込期間及び申込方法

申込期間：平成28年4月25日（月）～5月13日（金）（土・日・祝日を除く。）

午前10時～午後4時

申込方法：以下の書類を千葉市高齢施設課の窓口へ直接お持ちください。

申込期間の終了間近は混み合うことが予想されますので、なるべく早めの申込みをお勧めいたします。

なお、必ず事前に電話で日時を調整した上で、お越してください。

<公募申込提出書類>

- ① 平成28年度小規模多機能型居宅介護事業者又は看護小規模多機能型居宅介護事業者
公募申込書
- ② 法人の概要（法人の所在地、規模、沿革、事業内容、運営実績等）

8 留意事項

- ・ 公募申込みを行った事業者を対象に、説明会を開催します。公募への参加を希望する事業者は、公募申込みを行い、必ず説明会に参加してください。（説明会に参加した事業者のみが公募に参加することができます。）
- ・ 公募申込みについては、運営予定法人（法人設立予定の場合も同じ。）とします。公募申請書は、公募申込みをし、説明会に参加した運営予定法人のみ提出できます。（公募申請書の数は、1運営法人につき1部に限ります。）
- ・ 説明会の開催日時及び会場については、公募申込みを行った事業者へ後日ご連絡します。
- ・ 公募申込みの時点では、事業予定地を決定していなくても結構です。
- ・ 説明会の後、公募申請書の受付を開始します。必要書類、提出期間及び審査基準等は、説明会でお示しします。
- ・ 本件公募への応募に係る一切の費用は、参加事業者の負担とします。

9 補助金について

県の地域医療介護総合確保基金を活用し、事業所整備に係る経費について、補助を実施する予定です。

ただし、本補助金は、県との協議により決定されることから、公募途中において、募集数を変更する可能性や交付されない可能性があります。金額等の詳細については、説明会でお示しします。

10 提出・問合せ先

千葉市保健福祉局高齢障害部高齢施設課計画班

TEL：043-245-5256

FAX : 043-245-5621

e-mail : shisetsu.HWS@city.chiba.lg.jp

(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所立地イメージ

(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所は、利用者の家族との交流の機会の確保や地域住民との交流を図る観点から、住宅地または住宅地と同様に利用者の家族や地域との交流の機会が確保される地域にあるようにしなければなりません。

<具体的な立地条件>

- 1 設置しようとする(看護)小規模多機能型居宅介護事業所を含む半径100mの区域内に21戸以上の住宅等建築物があること。
- 2 設置しようとする(看護)小規模多機能型居宅介護事業所を含む片側30m、延長500mの区域内に21戸以上の住宅等があること。
- 3 区域の境界付近にある住宅等については、区域線に当該住宅等の一部が含まれる場合、この住宅等を加えることができる。
- 4 適用に当たっては、円形、線形いずれかの方法を選択できるものとする。

<具体的な立地条件のイメージ>

